

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、燃費目標値以上の場合にあっても50点を上限（満点）とする。加算点は、入札者が納品しようとする自動車が評価指標において、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかを評価することとし、具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

以上、「環境性能に対する得点」は、以下で算出することとなる。

$$\begin{aligned} \text{「環境性能に対する得点」} = \\ (100 + \text{加算点}) \times 1 \text{ 台【仕様書 軽乗用車①】} \end{aligned}$$

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。